

## 伐採及び伐採後の造林の届出書に関する確認リスト

### 届出者

住 所

氏 名

電話番号

以下の事項を確認のうえ、提出します。

No.	項目	確認内容	チェック
1	提出書類	以下の書類が添付されている。 <input type="checkbox"/> 伐採区域を図示した書類 <input type="checkbox"/> 土地所有者が確認できる書類	
2	提出日	提出日が伐採の予定期間の 30 日以上前である。	
3	森林の所在場所 (保安林指定有無)	(保安林指定有無) ・伐採箇所が保安林でないことを、土地所有者又は県農林事務所に確認した。 (埋蔵文化財有無) ・伐採箇所に埋蔵文化財が無いことを庄原市生涯学習課文化振興係に確認した。 (森林経営計画の有無) ・伐採箇所に森林経営計画が計画されていないことを確認した。	
4	状況報告等	伐採後次の手続きが必要であることを理解している。 ・伐採作業終了後30日以内に伐採に係る森林の状況報告書を提出すること。 ・人工造林の場合、植栽完了の日から 30 日以内に伐採後の造林に係る森林の状況報告書を提出すること。 ・天然更新の場合、天然更新完了の日から 30 日以内に伐採後の造林に係る森林の状況報告書を提出すること。 ・伐採届の届出内容について変更が生じた場合は、速やかに市長に変更届を提出すること。	
5	森林所有者の確認	届出書を提出する区域の森林所有者について、土地登記簿や地籍調査の結果等土地の所有形態が明らかになっている資料を基に地権者の特定作業を行っている。(森林計画図のみによる森林所有者の特定は不可)	
6	隣接所有者の確認 (森林所有者以外の伐採のみ)	隣接所有者と伐採の内容を説明するとともに境界を確認している。	
7	再造林(天然更新)を行う者は明らかになっているか	造林を行う者が明らかになっており、その者が再造林の実行責任又は天然更新が行われなかった場合の天然更新補助作業が必要だということを理解している。	
8	申請図面の取り扱い	提出された図面の範囲以外で伐採を行う場合は、別途伐採及び造林届が必要であることを理解している。	
9	庄原市森林整備計画の遵守	伐採前に、庄原市森林整備計画の伐採に関する事項を理解している。	

### 備考

No.	項目	内容※当てはまる方に○をしてください
1	適合通知書について	今回の伐採に係る適合通知書を <div style="text-align: right;">                     希 望 する                      ・                      希 望 しない                 </div>